V

令和7年度税制改正に伴う税効果会計は新リース会計基準の今期決算への影響

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 桑澤 明

【この章のエッセンス】

- 12月決算の場合、新リース会計基準等は2026年12月期期首から早期適用が可能であり、2028年12月期期首から原則適用となる。2025年12月決算においては、未適用の会計基準等に関する注記が求められることに留意する必要がある。
- 新リース会計基準等の適用によって、これまで旧リース会計基準により会計処理されていなかった契約であってもリースが含まれると判断される場合があることに留意する必要がある。
- 税法上、借手のオペレーティング・リースとされるリース取引においては、会計上の資産および負債の金額と税法上の資産および負債の金額が相違するため、税効果会計の適用対象となることに留意する必要がある。

はじめに

企業会計基準34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、あわせて「新リース会計基準等」という）が2024年9月13日公表された。2025年12月決算においては、新リース会計基準等は早期適用をすることができないが、未適用の会計基準等に関する注記を記載する必要があり、加えて、現在多くの企業において新リース会計基準等の適用の準備をしていると思慮されることから、本章では、新リース会計基準等に関して、改正による影響を中心に次の事項を解説する。

- 適用時期および未適用の会計基準等に関する注記
- 新リース会計基準等の概要
- 令和7年度税制改正と税効果会計への影響

なお、令和7年度税制改正では、新リース会計基準等の公表に伴う改正が行われており、税効果会計にも影響する内容であることから、あわせて本章で解説することとした。また、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

適用時期および未適用の会計基準等に関する注記

(1) 新リース会計基準等の適用時期

新リース会計基準等は図表1のとおり、2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の

（図表1） 新リース会計基準等の適用時期

原則適用	2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する（12月決算の場合は、2028年12月期期首から適用する）。
早期適用	2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる（12月決算の場合は、2026年12月期期首から適用できる）。